

相続土地国家帰属制度（令和5（2023）年4月27日～）

今回は今年度に新設された「相続土地国家帰属制度」（令和5（2023）年4月27日施行）について、相続に関連する部分もありますので、その概要をご紹介します。なお詳しい内容は法務局・司法書士に相談していただく必要があります。

主な制度の概要 _ 詳しくは法務局・司法書士に相談

1. 【制度の背景】

バブル崩壊以降の土地価格下落が続いている状況から、遠隔地等で相続人が活用しにくい土地の保有を避ける傾向が顕著になってきています。そのため、土地を相続しても直ぐに手放したいと考える方や、相続した土地の所有に伴う負担を嫌い、適切な管理を行わずに放置される傾向があります。そして、そのような土地は売却が困難だけでなく、維持費がかさむような資産価値の低い場合が想定され、将来的に所有者不明土地、管理が不十分な土地になる可能性があります。そのような事態を回避するため、前回紹介した「土地の相続登記の義務化」と併せて「相続土地国家帰属制度」が新たに整備されました。

2. 【制度内容】

制度を端的に表すと、「相続で取得した土地を一定の負担金を支払って国に譲る」ことになります。

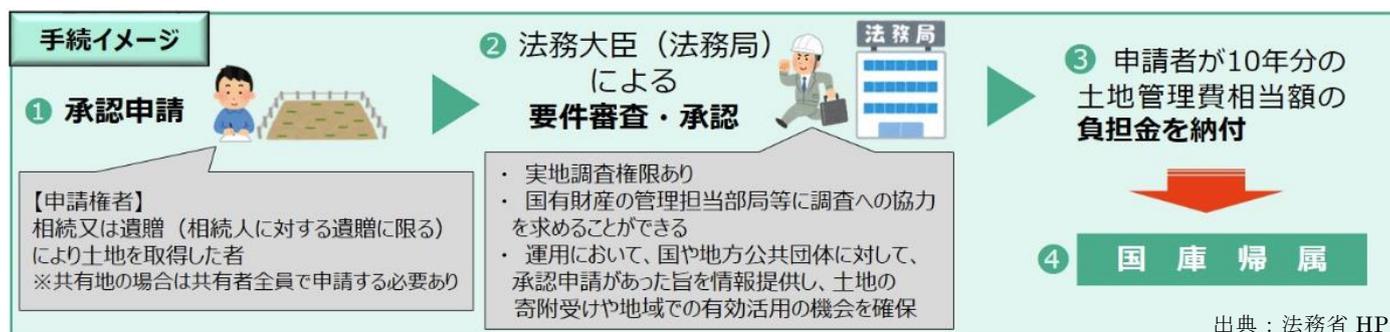
対象の土地

- ①「相続や遺贈により取得した土地であること」が必要であり、売買等で取得した土地は除かれます。
- ②建物が無い土地であり、抵当権や借地権等が設定されておらず、③土地の境界が明確であり、隣接する土地所有者と協会に争いが無い土地等が条件になります。

※通常の土地の使用・処分制限が生じる土地（災害の危険のある土地、産廃等の除去が必要な土地等）は当該制度を利用することはできません（却下事由、不承認事由と言います）。

3. 【手続】

下記申請イメージ図を参照頂き、土地の性質（宅地、農地、森林等）に応じて負担金が異なります。



なお、申請に際して虚偽・不正な手段によって審査・承認を受けた場合、事後に取り消しを受け、納付した審査料、負担金の返還は受けられないので、適切な申請手続を行うように注意する必要があります。

参考：法務省関連 Hp：[法務省 相続土地国庫帰属制度の案内](#)

会計ソフト「A-SaaS」ご利用の方へ（再掲）

インストール版 のシステムが令和5年（2023）9月30日で運用が終了し、以後はブラウザ版でのみの提供となります。注意喚起の表示と、詳しい内容はA-SaaSのメニュー画面から確認できますので、事前の内容確認をお願い致します。ブラウザ版の基本的な操作はインストール版と同じですが、一部機能制限がありますのでご注意ください。



@7月の予定

- 7/10・6月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限

- 7/31・5月決算法人の確定申告
・2,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <https://kuronuma-ac.jp/>／E-Mail info@kuronuma-ac.jp